

<基本計画について>

「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく本県の基本計画として、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」(第一次)(平成14年策定、平成23年一部変更)の趣旨を踏まえて、平成15年に策定し、その後、平成25年、令和3年に一部改正を行っています。

本計画では、人権が尊重される社会の実現を目指して、人権教育・啓発の基本方針と施策の方向等を定めています。

<見直しの背景について>

1. 国の「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」が令和7年6月に策定され、人権をめぐる社会経済情勢の変化等に応じた所要の見直しが行われました。
2. 香川県総合計画「人生100年時代のフロンティア県・香川」が、令和8年度で終了し、次期総合計画の策定が進められる予定です。
3. 本県の基本計画についても、前回の改正から約5年が経過し、この間に「LGBT理解増進法」や「情報流通プラットフォーム対処法」等の人権に関わる法律が制定されています。

<見直しの必要性について>

国の第二次基本計画、県の次期総合計画や個人権課題に関する諸計画との整合性を図るとともに、社会経済情勢の変化や新たに施行された人権に関する法律等に基づいて、人権教育・啓発を推進することが求められています。

<国の基本計画について>

- 「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」
【策定根拠】 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第7条
【目的】 人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る
- 第一次基本計画からの主な変更点
 - ① 「インターネット上の人権侵害」を各人権課題に横断的な課題として整理
 - ② 「ヘイトスピーチ」及び「性的マイノリティの人々」の人権問題を個別の人権課題に追加
 - ③ 「ハンセン病患者・元患者及びその家族」の人権問題を「感染症の患者等」から独立の人権課題として整理
 - ④ 「ビジネスと人権」の国際的要請の高まりに関する記載を追加

<参 考>

改正スケジュール(予定)		
令和8年3月26日	政策協議会	基本計画の改正について説明
令和8年4月～		政策協議会のご意見を受けての修正、見直し(1回目)
令和8年8月～11月頃	政策協議会	県総合計画の骨子案、基本計画の改正案の説明 政策協議会のご意見を受けての修正、見直し(2回目)
令和8年12月頃	パブリックコメントの実施	
令和9年3月	政策協議会	最終の改正案の説明
		改正案の決定

「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の主な改正内容（案）

1 計画の構成について

- ① 全体像が一目で把握でき、誰にでも分かりやすいものとするため、構成を章立てへと変更し、階層を整理
- ② 「インターネットを用いた人権侵害」については、個別の人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連することから、個人人権課題の一つとしている現行計画を変更し、課題横断的な人権課題として位置付けを整理

2 インターネット上の人権侵害について（課題横断的な人権課題）

- ① インターネット上の人権侵害は、どの人権課題にも共通する密接かつ横断的な問題となっており、この問題を解決することは、それぞれの人権課題を解決する上でも不可欠となっていることから、課題横断的な人権課題として位置付け、各人権課題に対する取組みと連携して施策を推進する必要があることを追加。

「現状と課題」における追加事項

- ② インターネット上での情報の流通によって人権侵害が発生した場合のプロバイダ（運営事業者）等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めた「プロバイダ責任制限法」（平成14年5月施行）について、
 - ・ 令和3年4月に、発信者情報の開示に係る新たな裁判手続きを創設するなどの一部改正が行われたこと。
 - ・ 令和6年5月には、大規模プラットフォーム事業者に対して侵害情報への対応の迅速化と、削除基準の策定・公表等による運用状況の透明化を義務づける一部改正が行われ、法律名が「情報流通プラットフォーム対処法（情プラ法）」（令和7年4月施行）に改められたこと。
- ③ 令和4年7月に、侮辱罪の法定刑が引き上げられたこと。
 - ※ 「1年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」となり、公訴時効期間も3年に延長
- ④ 本県では、情プラ法に基づき、個別に削除申出を進めることで、侵害情報の削除は一定の効果が出ていること。
- ⑤ 差別を助長する表現等の掲載が後を絶たない状況を踏まえ、インターネット利用に関する「教育・啓発の推進」、「相談支援の充実」及び「侵害情報の迅速な削除に向けた取組み」を一層推進する必要があること。

「施策の方向」における追加事項

- ⑥ 誹謗中傷や不当な差別はいかなる場合も決して許されないと認識の下、表現の自由に十分な配慮を行いつつ、市町、関係機関・団体と連携・協力し、対策を推進すること。
- ⑦ 教育・啓発の推進では、学校教育において、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解の促進に努めるとともに、インターネット利用に関する啓発では、情報モラルや情報リテラシーの向上に取り組むこと。
- ⑧ 侵害情報の迅速な削除に向けた取組みとして、
 - ・ 情プラ法の枠組みを最大限活用して、人権侵害への対応を積極的に推進すること。
 - ・ 情プラ法が適用されない小規模事業者に対しては、通信業界団体が策定するガイドラインによる規制の遵守を働きかけること。
 - ・ 県民への相談支援と情プラ法の周知・啓発に努めること。
 - ・ 香川県人権啓発推進協議会（県、市町、民間団体で組織）に設置している「インターネット差別事象監視班」において、部落差別に関する侵害情報の早期発見と情プラ法を活用した削除申出の取組みを一体的に進めること。

「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の主な改正内容（案）

3 個別人権課題について（以下の内容を追加・修正する。）

（1）女性

次期「かがわ男女共同参画プラン」（令和9年4月～の予定）の施策体系に合わせて、次回政策協議会に付議する予定。

（2）子ども

- ① 令和5年4月に施行された「子ども基本法」の趣旨を踏まえ、子どもが一人の人間として尊重され、最善の利益が図られるよう、子どもの人権についての正しい理解と認識を促進するとともに、重大な権利侵害である児童虐待対策や、いじめ等に対する取組み、性暴力・性犯罪等から子どもを守る取組みを進める。

（3）高齢者

- ① 年齢に関わらず誰もがなりうる認知症について、令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、認知症になってからも希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に立ち、若年性認知症を含めた認知症施策に取り組む。

（4）障害者

- ① 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部と連携し、「香川県障害者技能競技大会（アビリンピックかがわ）」を開催することで、障害のある人の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある人に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図る。

（5）部落差別（同和問題）

- ① 部落差別解消推進法を踏まえ、国の基本計画（第二次）と同じ表記「部落差別（同和問題）」に修正する。
- ② インターネット上での同和地区に関する識別情報や差別書き込みを投稿するなどの行為に対して、市町と連携して情報の早期発見と削除に向けた取組みを推進する。

（6）性的少数者

- ① 令和5年6月に「LGBT理解増進法」が制定・施行され、また、県内の全市町においてパートナーシップ宣誓制度が導入されたのを機に、同年10月に「香川県パートナーシップ制度」を導入し、県の施策において、同性パートナーを婚姻関係に相当するものとして取り扱うことや、民間事業者等への普及啓発に取り組むことで、性的少数者が不当な差別を受けることなく、自分らしく生活できる「多様性に寛容な社会」の実現を目指す。
- ② 性のあり方は多様であり、性的指向は自分の意志で決められるものではないという性の多様性についての正しい理解と認識を促進する。
- ③ 学校においては、日頃から相談しやすい環境を整える。
- ④ 孤立しやすい当事者が安心して悩みを打ち明けられるよう、電話や若年層がアクセスしやすいSNSやメールによる相談支援に継続して取り組む。

（7）外国人

- ① 学校教育において、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々とともに生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、学校における受け入れ態勢の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む。

香川県人権教育・啓発に関する基本計画の構成と主な改正点（案）

目次	題名	主な改正点（案）（新旧対照表該当ページ）
第1章	はじめに	・国の計画（第二次）を踏まえ、人権をめぐる社会経済情勢の変化を記載（P3～4）
第2章	人権をめぐる動き	
	1 国際社会における取組み	・国連の取組みである「人権教育のための世界計画」の第4フェーズ（2020～2024年）及び第5フェーズ（2025～2029年）について追記（P8） ・2011（平成23）年に国連人権理事会で、企業と人権に関する国際的枠組みとなる「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持されたことを追記（P8）
	2 国における取組み	・2025（令和7）年に人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）が策定されたことを追記（P10） ・2016（平成28）年に「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消法」が、2023（令和5）年には「LGBT理解増進法」が施行したことを追記（P11） ・2020（令和2）年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画」が策定されたことを追記（P11）
	3 本県における取組み	・2003（平成15）年に香川県人権教育・啓発に関する基本計画を策定したことと、これまでの改正内容を追記 ・県の総合計画に関する記述を時点修正（P11～13）
第3章	計画の基本的考え方	
	1 計画策定の趣旨	・国の計画（第二次）を踏まえ、社会経済情勢の変化により各人権課題における問題状況が複雑化・複合化していること、社会における人権意識の高まりとともに新たに人権上の問題も生起、顕在化していることを追記（P14）
	2 計画の基本理念	・国の計画（第二次）を踏まえ、人権尊重の理念として「すべての人が人権の享有主体であるとともに、お互いを認め合いながら共に生きる」ことを明記（P15）
	3 計画の性格	・県の総合計画名を修正（P16）
第4章	人権教育・啓発の推進	
	1 人権教育・啓発の意義と目的	
	（1）人権教育	・国の計画（第二次）を踏まえ、学校教育における教育活動の目的（目指す姿）を明記（P17）
	（2）人権啓発	・国の計画（第二次）を踏まえ、他者の人権に配慮した行動とともに、自己の人権を守る行動をとれるようにすることも啓発活動の目的であることを追記（P18）
	2 人権教育・啓発の現状と課題	
	（1）人権教育	・学校での人権教育の課題を修正（P18～19）
	（2）人権啓発	・前回の県政世論調査の結果を踏まえ、人権啓発の課題を修正（P20）
	3 人権教育・啓発の基本的あり方	・啓発媒体について、従来型のマスメディアとインターネット上のメディアとの併用について追記（P22）
	4 人権教育・啓発の推進方策	
	（1）人権教育	-
	（2）人権啓発	・国の計画（第二次）を踏まえ、「ア 社会情勢を踏まえた内容の充実」を「ア 権利の享有主体であることの認識を得ることのできる人権啓発」に修正（P29）

目次	題名	主な改正点（案）（新旧対照表該当ページ）
第5章	人権課題への対応	
	1 課題横断的な人権課題（新規）	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上の人権侵害は、どの個人人権課題にも共通する密接かつ横断的に関わる問題であることを記載（P33） ・いわゆる「複合差別」について、その被害の深刻化が懸念されていることを記載（P33）
	（1）インターネット上の人権侵害	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の方向について、「（1）意識啓発」「（2）教育の充実」「（3）被害対応」と大きく3分類し、それぞれの具体的推進内容を記載（P34～P36） ・インターネット上の人権侵害に対し、情報流通プラットフォーム対処法（2025（令和7）年4月施行）を最大限活用して対処することや指定を受けていない事業者へも業界ガイドライン遵守の働きかけ等に取り組むことを追記（P36）
	2 個人人権課題	
	（1）女性	未定（次期「かがわ男女共同参画プラン」の施策体系に合わせて見直し予定のため今回は改正案なし）
	（2）子ども	・子ども基本法（2023（令和5）年4月施行）等を踏まえた修正（P40～43）
	（3）高齢者	・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（2024（令和6）年1月施行）を踏まえ、「新しい認知症感」の普及啓発に取り組むことを追記（P45）
	（4）障害者	・「香川県障害者技能競技大会」（アビリンピックかがわ）の開催により障害者雇用の促進を図ることを追記（P49～50）
	（5）部落差別（同和問題）	・インターネット上の同和地区に関する識別情報や差別書き込み投稿に対する削除の取組みを追記（P52）
	（6）性的少数者	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省のパワハラ指針におけるハラスメント防止措置について追記（P56） ・性的少数者の人権問題に関する課題を修正（P56） ・「香川県パートナーシップ制度」について修正（P56） ・学校現場における相談しやすい環境づくりを追記（P58）
	（7）外国人	・外国人児童生徒の就学機会の適切な確保について追記（P61）
	（8）ハンセン病回復者・HIV感染者等	-
	（9）犯罪被害者等	-
	（10）その他	・「新型コロナウイルス感染症」を「感染症に罹患した人」に修正（P68～69）

目次	題名	主な改正点（案）
第6章	特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進	
	1 公務員	-
	2 教職員	-
	3 警察職員	-
	4 消防職員	-
	5 保健・医療関係者	-
	6 福祉関係者	-
	7 マスメディア関係者	-
	8 その他	-
第7章	計画の推進	
	1 庁内の推進体制の充実	-
	2 国や市町等との連携・協力	-
	3 計画の見直し	-